9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し

10　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し

11　合併の認定に関する書類の写し

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2　1から6までに掲げる書類については、合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人に係る書類を提出すること。

3　9及び10の書類については、法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。

4　所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し

10　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し

11　合併の認定に関する書類の写し

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2　1から6までに掲げる書類については、合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人に係る書類を提出すること。

3　9及び10の書類については、法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。

4　所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第三条の次に一条を加える改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。